

# キラリさわやかプラン

概要版





この計画が  
めざすもの

# だれもが 自分らしく輝く まちづくり

木津川市では、この計画に基づき、性別にかかわらず、  
だれもが等しくその人権を尊重し合い、本人の意欲に応じて、  
家庭・職場・学校・地域など、社会のあらゆる分野に  
対等なパートナーとして参画し、その個性と能力を十分に発揮して、  
喜びも責任も分かち合い、ともに輝くまちをめざします。

## 家庭では

家族が性別にとらわれず、お互いの生き方を認め合い、尊重し合い、ふれあいのある心豊かな家庭を築いています。



一人ひとりが家事、子育て、介護などの家族としての責任を分かち合いながら、家庭と仕事や地域活動との調和のとれた生活を送っています。

## 職場では

雇用機会や待遇などで性別による格差が解消され、働く人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、育児休業や介護休業を積極的に利用し、ゆとりと充実感をもって仕事と家庭や地域活動を両立しています。



## 学校では

一人ひとりの個性や能力を尊重し、子どもたちが主体的に学び、考え、行動する教育が行われています。



性別にとらわれず、自分の生き方や進路を選択しています。



## 地域では

地域における方針の立案や決定過程では、だれもが対等に話し合い、多様な考え方を活かした防災活動や環境保全活動などの地域活動が行われています。



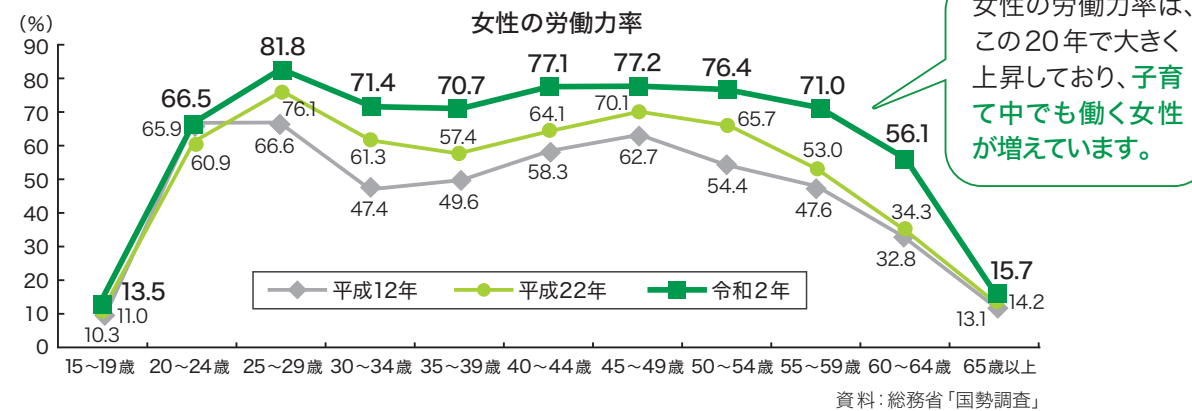
性別分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、市民が積極的にまちづくりに参画しています。





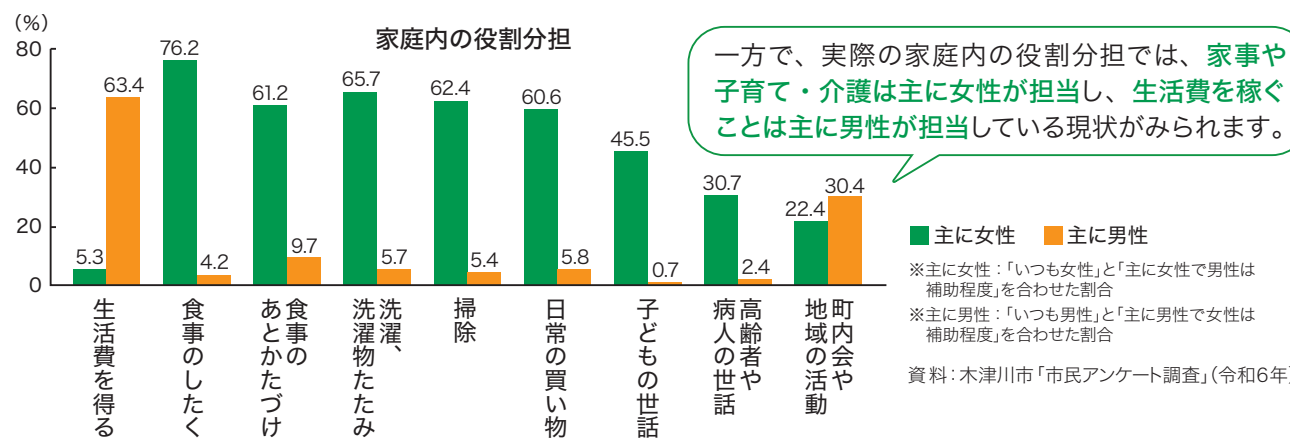
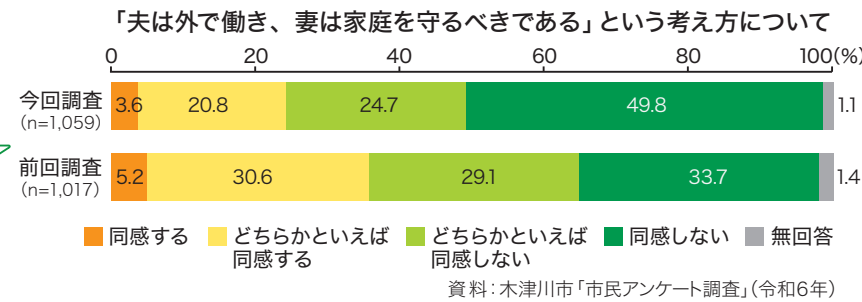
# 木津川市の現状

## 女性の就労状況

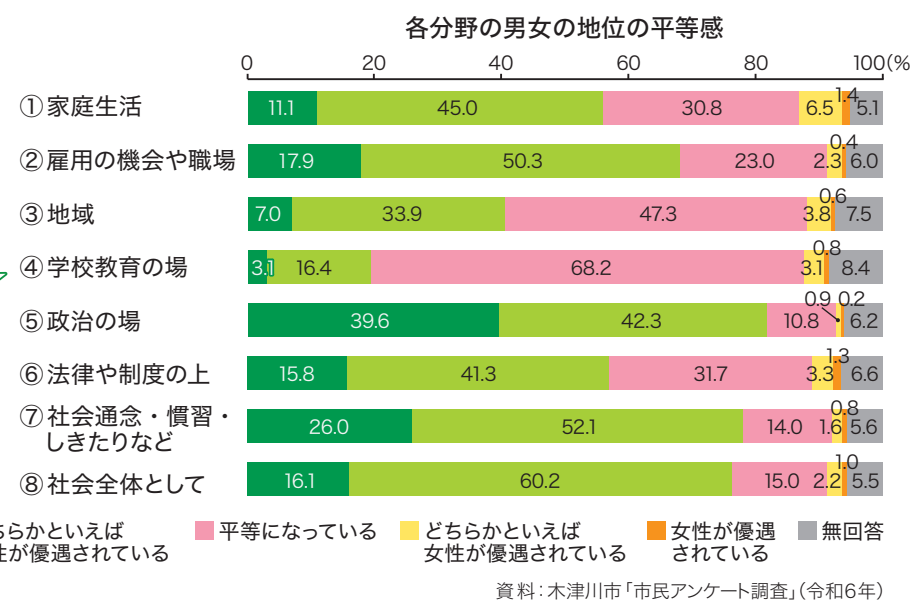


## アンケート調査からみられる現状

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、5年前と比較すると『否定的』が大きく増加しています。



学校教育の場や地域では平等になっていると感じている人が多いものの、政治の場や社会通念・慣習・しきたり、雇用の機会や職場では『男性優遇』と感じている人が多く、社会全体としても『男性優遇』と感じている人が大半を占めています。



# 「第2次木津川市男女共同参画計画 後期計画」とは？

## 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」、「木津川市男女共同参画推進条例」に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。また、「第2次木津川市総合計画」の部門別計画として位置づけられます。
- 本計画は、「女性活躍推進法」「配偶者暴力防止法」「困難女性支援法」に定める「木津川市女性活躍推進計画」「木津川市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」「困難な問題を抱える女性への支援に関する木津川市基本計画」を包含します。

## 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とし、最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い、次期計画につなぎます。

## 計画の基本目標

だれもが自分らしく輝くまちづくりの実現に向けて、3つの基本目標を立てて施策を推進します。

### 基本目標 I

#### あらゆる分野における女性の活躍推進

性別にかかわらず、だれもが個性と能力を発揮できるための環境整備や行動変容を促進します。  
また、男女問わず子育て、介護などとキャリア形成との両立を図り、地域や家庭におけるジェンダー平等を推進します。



### 基本目標 II

#### 人権尊重と安全・安心な暮らしの実現

あらゆる暴力の防止に向けた啓発を行うと同時に、困難に直面した人が一人で悩みを抱えることがないように、相談窓口の周知を進め、必要な支援を推進します。



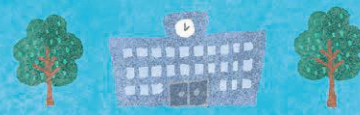
### 基本目標 III

#### 多様性を認め合う意識づくり

だれもが自分の生き方を自ら選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、さまざまな機会や媒体を通じたわかりやすい広報・啓発活動を行うとともに、家庭や地域、学校などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。







## 基本目標

## 重点目標

## 施策の方向

### I

#### あらゆる分野における女性の活躍推進



1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 女性の登用を推進する環境整備  
(2) 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成

2 働く場における男女共同参画の推進

(1) 雇用の分野における男女平等の職場づくりと女性の能力開発  
(2) 多様な働き方への支援  
(3) ハラスメントのない職場づくりの推進

3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

(1) 事業所等における両立支援の取組の促進  
(2) 仕事と家庭・地域活動等との両立支援

4 家庭・地域における男女共同参画の推進

(1) 男性の家事・子育て・介護等への参画促進  
(2) 男女で取り組む地域活動の促進  
(3) 多様な視点を取り入れた防災対策の推進



女性活躍推進計画

### II

#### 人権尊重と安全・安心な暮らしの実現



1 あらゆる暴力の根絶

(1) あらゆる暴力を許さない社会意識の浸透  
(2) セクシュアル・ハラスメント、性被害等の防止対策の強化  
(3) 女性や子どもへの暴力防止対策の推進  
(4) 相談・支援体制の強化

2 DVの防止と被害者支援の強化

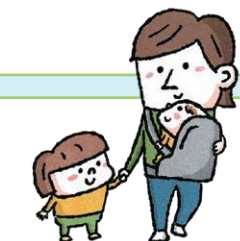
(1) 緊急時における被害者の安全確保  
(2) 被害者の自立支援

3 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 性差に配慮した健康づくりの支援  
(2) ライフステージに応じた心身の健康対策の推進

4 困難な状況におかれた人への支援

(1) ひとり親家庭への支援  
(2) 複合的に困難な状況におかれた女性への支援  
(3) 生きづらさを抱える人への支援



DV防止基本計画

困難女性支援計画

### III

#### 多様性を認め合う意識づくり



1 教育・学習における男女共同参画の推進

(1) ジェンダー平等保育・教育の推進  
(2) 生涯学習活動における男女共同参画意識の浸透  
(3) 家庭・地域における男女平等意識の浸透

2 多様性を認め合い、ともに参画する意識の浸透

(1) 多様な性や生き方に対する理解促進および支援  
(2) 男女共同参画推進のための広報・啓発の推進  
(3) 市職員における男女共同参画の浸透  
(4) 国際的視野に立った取組の推進  
(5) 男女共同参画に関する情報の収集と提供





# 計画の推進

- 男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるために設置する木津川市男女共同参画推進会議が中心となり、本市が取り組む施策においてジェンダー平等の視点が様々な視点に浸透することを推進するとともに、関係各課の連携・調整を行い実行的な計画の推進を図ります。
- 施策の方向ごとに掲げた事業の進捗状況を毎年点検・評価し、その結果を「木津川市男女共同参画審議会」に報告して意見を求め、目標達成に向けた課題とその解決策を検討し、計画目標の実現に努めます。
- 本計画の理念を広く浸透させ、市民や事業所、地域団体等の自主的な取組を促進するとともに行政との協働関係により、一層効果的な施策の推進を図ります。
- 国や京都府の事業や関係機関の情報を把握して、計画の効果的な推進に寄与するよう連携機会の拡充に努めます。また、必要に応じて国・府はもとより他の自治体や民間団体等との連携を図ります。

## 男女共同参画の推進に関する指標

本計画では、計画を実効的に推進するために、目標値を設定して施策に取り組めます。

| 項目                                |        | 策定時<br>(令和2年度) | 中間時<br>(令和7年度) | 目標値<br>(令和12年度)    | 評価方法  |
|-----------------------------------|--------|----------------|----------------|--------------------|-------|
| 市の審議会等における<br>女性委員の割合（各年4月現在）     |        | 39.4%          | 36.6%          | 40%以上<br>60%以下     | 庁内データ |
| 女性委員のいない審議会数<br>(各年4月現在)          |        | 0              | 4              | 0                  | 庁内データ |
| 市の女性管理職の登用割合<br>〈課長相当職以上〉（各年4月現在） |        | 25.3%          | 28.0%          | 35%                | 庁内データ |
| 市の男性職員の育児休業取得率<br>(各前年1～12月合計)    |        | 28.6%          | 55.6%          | 85%以上<br>(目標値見直し)  | 庁内データ |
| 男女共同参画人材リスト登録者数<br>(各年4月現在)       |        | 88人            | 96人            | 年間2名増加<br>(目標値見直し) | 庁内データ |
| 育児期にあたる<br>女性の労働力率<br>(国勢調査)      | 30～34歳 | 67.8%<br>(H27) | 71.4%<br>(R2)  | 76%以上<br>(目標値見直し)  | 国勢調査  |
|                                   | 35～39歳 | 65.1%<br>(H27) | 70.7%<br>(R2)  | 76%以上<br>(目標値見直し)  |       |

発行日 令和8(2026)年3月

発行 木津川市 市民環境部 人権推進課 女性センター  
〒619-0223 京都府木津川市相楽台4丁目3  
TEL: 0774-72-7719 FAX: 0774-72-1399  
Email: josei@city.kizugawa.lg.jp